

金沢市企業局排水設備工事検査要領

(平成 16 年 4 月 1 日決裁)

改正 令和 4 年 3 月 30 日決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、排水設備工事の適正な施工を期することにより、下水道施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのある排水設備と下水道施設の不適切な接続を防ぐため、排水設備工事の検査に従事する者（以下「検査員」という。）及び金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成 13 年公営企業管理規程第 3 号）第 5 条第 1 項の規定により指定を受けた排水設備工事業者（以下「指定工事業者」という。）が検査実施に際し遵守すべき事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 接続検査 金沢市公共下水道条例施行規程（平成 13 年公営企業管理規程第 2 号。以下「施行規程」という。）第 3 条の規定に基づき、排水設備を公共ます等に固着させるときに行う排水設備の検査をいう。
- (2) 完成検査 金沢市公共下水道条例（昭和 43 年条例第 25 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、排水設備工事完了時に行う検査をいう。
- (3) 申請書 条例第 5 条及び施行規程第 4 条第 1 項に基づき、公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出する申請書をいう。
- (4) 検査資料 排水設備計画確認申請書、排水設備設計図書、排水設備工事品質管理報告書（様式第 1 号。以下「品質管理報告書」という。）、工事写真をいう。
- (5) 責任技術者 石川県下水道協会会長が、排水設備工事の設計、施行及び監督に関する技術を有する者と認定し、責任技術者資格者名簿に登録した者で、申請書に基づき当該排水設備工事に責任を負うべき者をいう。
- (6) 標識 管理者が交付する完成検査終了の確認シールをいう。

(検査の対象)

第 3 条 申請書により申請し、承認された全件の排水設備工事を接続検査及び完成検査の対象とする。

(遵守事項)

第 4 条 指定工事業者は、排水設備工事の検査を受けるときは、次に掲げる事項を遵守し

なければならない。

- (1) 排水設備は下水道法施行令第8条に規定する「排水設備の設置及び構造の技術上の基準」、その他関係法令に適合していること。
- (2) 排水設備は、検査資料と一致しており、又使用材料等は日本工業規格又はこれに準ずるものであること。
- (3) 接続検査は検査日の前日までに管理者に届け出ること。
- (4) 接続検査は責任技術者が立ち会うものとし、検査員は責任技術者証等により本人であることを確認する。
- (5) 責任技術者が不在である場合は、接続検査を行わない。
- (6) 工事内容が当初の申請と異なる場合は、完成検査までに申請書を修正して検査を受けること。

(検査事項)

第5条 検査員は、排水設備工事品質管理報告書（様式第1号。以下「品質管理報告書」という。）により、当該排水設備工事が工事基準に適合しているか検査するとともに、常に的確な指導により指定工事業者の技能向上を図るよう努めなければならない。

(検査の評定)

第6条 接続検査及び完成検査時において、検査員は品質管理報告書を2部作成し、1部は責任技術者に渡し1部は検査員が持ち帰り保管する。

2 検査員は、排水設備の施工において違反事項及び留意事項がある場合は、品質管理報告書に必要事項を記入するものとする。

(再検査)

第7条 検査員は、前条第2項に規定する違反事項及び留意事項があった場合は、責任技術者に対して手直しを指示し、手直し完了後再検査を行うものとする。

2 手直しの指示を受けた指定工事業者は、管理者が指定する期間内に速やかに手直ししなければならない。

(標識の貼付)

第8条 検査員は、検査を完了したときに、標識を水道メーターボックス等に貼付すること。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日決裁）

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の金沢市企業局排水設備工事検査要領の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に排水設備工事の検査の申込みをする者について適用し、同日前に申込みをした者については、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行の際現に存するこの要領による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。